

番 号：160482

国 名：インド国

担当：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：マルチモーダル地域交通状況のセンシング、ネットワークとビッグデータ解析に基づくエネルギー低炭素社会実現を目指した新興国におけるスマートシティの構築詳細計画策定調査（評価分析）

1．担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2．契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月上旬から2017年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.47M/M、合計0.97M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 14日 5日

3．簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月24日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 12 月 2 日（金）までに個別に通知します。

4．簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - 業務実施の基本方針 8点
 - 業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - 類似業務の経験 4.5点
 - 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - 語学力 1.8点
 - その他学位、資格等 1.8点
- （計100点）

| | |
|----------|-----------|
| 類似業務 | 各種評価・分析調査 |
| 対象国／類似地域 | インド／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5．条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6．業務の背景

インド国は近年、高い経済成長を続けており、それに伴ってエネルギー需要も飛躍的に伸びている。その結果、二酸化炭素の排出量も増加しており、現在では中国、米国に続く世界第3位の二酸化炭素排出国となっている。こうした背景からインド国政府は環境・エネルギー分野において、「気候変動に係る国家行動計画」や「スマートシティミッション」を策定するなど、エネルギーの効率化を政策の重点課題として位置づけている。

環境・エネルギー分野の中でも、輸送部門においてはモータリゼーションが急速に進んでおり、2014年-2015年での自動車販売台数は1975万台にのぼる。都市部においては、急速な交通量の増加による交通渋滞が深刻化しており、インド国の経済、環境等に悪影響を及ぼしている。こうした背景から都市交通の機能を高めていくことにより輸送部門におけるエネルギー効率を向上させる研究開発が急務であるといえる。

7．業務の内容

本業務の業務従事者は、地球規模課題対応国際科学技術協力(以下、「SATREPS」という。)の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの要請背景の確認、関連情報の収集を行ったうえで、先方政府関連機関と案件の枠組み(上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等)について協議し、ミニッツ(M/M: Minutes of Meeting)で合意することを目的とします。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行います。

具体的担当事項は次のとおりです。

(1) 国内準備期間 (2016年12月上旬)

要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)
 担当分野に係る調査計画・方針案、現地調査で収集すべき情報を検討する。
 必要に応じインド工科大学、関係省庁、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)、協議説明資料(案)(英文)を作成する。質問票は JICA インド事務所を通じて事前配布を行う。
 プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)(和文)を検討する。
 調査団打ち合わせの他、勉強会及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年12月中旬～下旬)

JICAインド事務所等との打合せに参加する。
 インド国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前

評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
研究機関を含むインド側関連機関の実施体制（組織、予算、人員、他機関との関係等）について整理・分析を行う。
JICAインド事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収を行い、その内容を分析し、分析結果を団内で共有する。
必要に応じてPCMワークショップを開催し、プロジェクト計画立案に関する参加者の問題点及び目的の整理・分析を支援する。
プロジェクトの評価指標およびベースライン数値を検討・提案する
インド国関係機関と協議を行い、PDM(案)（英文）、PO(案)（英文）の作成に協力し、協力内容、実施体制を検討する。
以上の検討内容についてインド国関係機関と協議を行い、合意された内容をM/M(案)（英文）、R/D(案)（英文）、現地調査報告書（和文）へと取纏めることに協力する。
評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
担当分野に係る現地調査結果をJICAインド事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年12月下旬～2017年1月上旬）

担当分野にかかる事業事前評価表（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。
帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成し、全体取りまとめに協力する。

8．成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （2）事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（2014年4月）（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦～デリー～本邦）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。なお、インド国内で航空機による移動が必要となった場合、JICA側で手配する。

10．特記事項

(1) 業務日程 / 執務環境

現地業務日程

現地調査期間は2016年12月12日の出発を予定しています。

現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究企画 (研究代表者)
- エ) 評価分析 (本業務従事者)

便宜供与内容

JICAインド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当JICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム (TEL:03-5226-3194) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 研究概要資料

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます

インド国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAインド事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。